# 平成30年4月

## 胎内市農業委員会

## 臨時総会議事録

## 平成30年4月2日

	決		裁	
会 長	局 長	係 長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年4月2日(月)午前10時00分から10時32分
- 2. 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員

農業委員(14人)

長: 1番: 花野 隆雄 会長代理: 会 2番: 水澤 正明 委 員: 3番: 忠 貞夫 委 員: 4番: 榎本 太 員: 5番: 森田 謙 員: 6番: 田村 信秀 委 委 委 員: 7番: 南波 雅子 委 員: 8番: 緒形 文一 委 員: 9番: 馬場 勝 員:10番: 西奈美 公平 委 員:11番: 川上 勝之 員:12番: 委 委 松村 智

委 委 員:13番: 今井 輝子 員:14番: 阿部 実

農地利用最適化推進委員(8名)

員:中 条: 員:中 条: 志村 政美 委 佐藤 隆 委 委 員: 乙: 小泉 正 委 員: 乙: 安城 守英 員:築 地: 白塚 幸二 委 委員:築地: 小熊 威 員:黒川: 今井明 員:黒 川: 委 委 小野 金一

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - 日程第1 仮議席の指定
    - 日程第2 農業委員会会長の互選について
    - 日程第3 農業委員会会長職務代理者の互選について
    - 日程第4 議席の決定について
    - 日程第5 議事録署名委員の選出について
    - 日程第6

第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第2号議案 新潟県農業会議普通会員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長:榎本富夫、係長:佐藤秀雄、主任:佐藤いずみ

## 7. 会議の概要

### 事務局

ご案内の時刻となりましたので、ただ今から、胎内市農業委員会臨時総会を開会いたします。

委員各位におかれましては、何かとご多用のところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

お手元に配布してございます臨時総会次第に従いまして、始めさせていただきます。

臨時議長の選出ですけども、地方自治法第107条の規定に「議長の職務を行う者がいないときは年長の議員が臨時に議長を行う」とありますので、それを準用いたしたいと思います。

この規程によりまして、本臨時総会の出席委員で最年長の委員は「緒形委員」でありますので、緒形委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

## <臨時議長席に着席>

## 緒形委員

本日は皆様方におかれましては、ご多忙のところ全員のご出席をいただき、大変ありがとうございます。また、今ほど事務局から説明ございましたように、年長の方が臨時議長ということでございますが、わたくし「緒形 文一」でございますけれども、務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、皆様方からご協力を賜りながら議事を円滑に進行して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは座って議事を進行させていただきます。

本日の出席委員は、14名であり胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立しました。

これより、議題の審議に入ります。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

日程第2「農業委員会長の互選について」を議題とします。

お諮りします。

会長の互選については、投票によるものと選考委員による選考の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

## 仮7番

臨時議長、仮議席7番の水澤でございます。

日程第2の会長の互選及び日程第3の会長職務代理の互選について、各地区から選考委員1名ずつを選出し、選考委員会で一括して選考する方法がいいと思いますが。いかがでしょうか。また、選考委員の選出については、臨時議長に一任したいと思います。以上でございます。

## 臨時議長

ほかに意見はありませんでしょうか。

(意見・なしの声)

### 臨時議長

ほかに意見がありませんので、会長及び会長職務代理については、各地区から1名 ずつ選考委員を選出し、また、選考委員会で一括して選出し、選考委員については臨 時議長が指名することにご異議ありませんか。

## (異議・なしの声)

## 臨時議長

ご異議ないので、各地区から1名ずつ選考委員を選考し、会長及び日程第3の会長 職務代理の選考を含めて選考することに決定しました。

なお、選考委員は各地区から1名ずつ選考することとし、臨時議長が指名します。 中条地区、松村智委員、築地地区、榎本太委員、乙地区、森田謙委員、黒川地区、 忠貞夫委員、以上の4名の方々に選考委員をお願いいたします。なお、選考委員の方々 は、別室にて会長及び会長職務代理の選考をお願いします。その間、暫く休憩いたし ます。

## (暫時休憩)

## 臨時議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。選考結果について、選考委員の代表から 報告願います。

#### 仮10番

仮議席 10 番の森田です。選考委員代表として、私から選考結果について報告いた します。

ただいま別室において、私を含め4人の選考委員で検討した結果、全員一致で会長 に花野隆雄委員、会長職務代理に水澤正明委員に決定いたしました。

### 臨時議長

ただ今、選考委員の代表から会長に花野隆雄委員、会長職務代理に水澤正明委員を選考した旨の報告がありました。

この件は、人事に関する案件でありますので、質疑は省略いたします。

本案については、選考委員代表の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

### (異議・なしの声)

### 臨時議長

異議なしと認めます。

よって、会長に花野隆雄委員、会長職務代理に水澤正明委員に決定いたしました。 以上で臨時議長の職務は全て終了いたしました。

これより、会長及び会長職務代理に就任の挨拶をいただき、その後は会長に議長をお願いします。

大変不慣れな議長ではございましたけども、皆様方のご支援ご協力によりまして、 予定されました案件をすべて解決承認していただきまして、ありがとうございました。 臨時議長

それでは、会長と会長職務代理の方につきましては、こちらの席にご移動願いたい と思いますが、よろしくお願します。

<会長並びに会長職代理着席>

事務局

それでは、最初に花野会長に、就任のご挨拶をお願いいたします。

<会長挨拶>

事務局

ありがとうございました。続きまして、水澤会長職務代理に挨拶をお願いします。

<会長職務代理挨拶>

事務局

ありがとうございました。それでは、農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長に議長をお願いします。

議長

それでは、会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。

失礼でございますが、着席させていただいて、議事を進めたいと思います。よろし くお願いいたします。

日程第4「議席の決定について」を議題といたします。議席の決定は、抽選により 行いたいと思います。

なお、議席の抽選にあたり、従前にならい1番を会長、2番を会長職務代理にしたいが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、1番と2番を除いた3番から14番までの議席を抽選いたします。

抽選は、現在の仮議席の若い番号順に行います。

事務局から何か説明があれば、お願いします。

事務局

それでは、抽選をしていただきますが、引いていただく番号は、3年間の議席番号となります。引いていただきましたら、確定議席にご移動をよろしくお願いいたします。

(抽選)

事務局

それでは確定議席の方にご移動をお願いいたします。

(各委員確定議席に着席)

議長

それでは抽選の結果、議席が決定いたしましたので、議席順にひと言ずつ自己紹介 をお願いします。

(3番から14番の順に自己紹介)

議長

ありがとうございました。

次に、日程第5「議事録署名委員の選出について」でございますが、議長より指名 してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議がないので、議長から指名します。

それでは、3番忠貞夫委員、4番榎本太委員にお願いいたします。

次に日程第6、議事に入ります。

第1号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局説明願います。

事務局

第1号議案をご説明します。

1ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員につきましては、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することとなっております。

議案書の名簿は、公募により応募等のあった方の中から、改選前の農業委員会の評価委員会が評価し、選定した方を掲載したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

第1号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決することにご 異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第1号議案は質疑を省略し採決します。

第1号議案については、名簿のとおり委嘱することにご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第1号議案については、名簿のとおり委嘱することに決定いたしました。 次に、第2号議案「新潟県農業会議普通会員の指名について」を議題といたします。 事務局説明願います。 事務局

第2号議案をご説明いたします。

第2号議案は、「一般社団法人新潟県農業会議」の「普通会員」について、県農業会議定款第6条第4項で「市町村の農業委員会会長又は農業委員会が指名した者」と規定されていることから、当委員会としては、会長を県農業会議普通会員に選任するものであります。

以上で説明を終わります。

議長

第2号議案も、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決することにご 異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第2号議案は質疑を省略し採決します。

第2号議案については、原案のとおり選任することにご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第2号議案については、原案のとおり選任することに決定いたしました。 以上で臨時総会に提案された議案の審議はすべて終了いたしました。

これを持ちまして臨時総会を閉会いたします。

皆様ご協力ありがとうございました。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。 平成30年4月2日

議	長			
;	3番			
/	1 <del>采</del>			